

別表(第3条、第8条関係)

番号	補助事業	内容	補助対象経費	補助基準額	補助額
1	1歳児保育事業	愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱に基づき交付する事業	施設型給付費交付基準による必要保育士数を超えて加配した1歳児保育に従事する保育士等の雇用に要する経費	各月初日現在の児童数に次の3歳未満児入所率区分毎の月額単価を乗じて得た額の合計 (1) 30%以上40%未満 月額 6,000円 (2) 40%以上 月額11,000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
2	低年齢児途中入所円滑化事業	愛知県低年齢児中途入所円滑化事業費補助金交付要綱に基づき交付する事業	施設型給付費交付基準による必要保育士数を超えて低年齢児(0～2歳児)の途中入所に対応するために、あらかじめ配置した保育士等の雇用に要する経費	低年齢児中途入所担当保育士の各月の受入可能児童数に次の月額単価を乗じて得た額 (1) 1・2歳児1人当たり 26,000円 (2) 乳児1人当たり 52,000円 ただし、担当保育士1人当たり年460,000円を上限とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
3	延長保育事業	地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱に基づき交付する事業	施設型給付費交付基準による必要保育士数を超えて延長保育事業の実施に必要な保育士に要する経費	延長保育事業 (1) 保育短時間認定 延長時間が1時間以上 18,800円(在籍児童1人当たり年額) 各施設が設定した短時間認定児の保育を行う時間の前後で延長保育を実施する場合は、前後それぞれで延長保育時間を算定すること。 (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 延長時間が30分以上 300,000円 イ 延長時間が1時間以上で、1日当たりの平均対象児童数が6人以上 1,667,000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額
4	一時保育事業	一時保育の実施に係る経費に対し助成を行う事業	一時保育の実施に必要な保育士に要する経費	年間延べ利用児童数により区分される次に定める額 1か所年額 2,679,000円(300人未満) 3,024,000円(300人以上) ただし、1日当たり4時間未満の利用児童については、2人で1人と算定すること。 また、年間延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならない。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
5	障がい児保育事業	障がい児を受け入れるために係る経費に対し助成を行う事業	障がい児保育の実施に必要な保育士の雇用に要する経費	障がい児保育を担当する保育士数に次の年額単価を乗じた額の合計 長久手市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する保育士大卒者1人の年収に相当する額 年額 3,000,000円 ただし、事業の開始又は中止が年度の途中となる場合は、年額に事業実施月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
6	3歳未満児保育促進事業	3歳未満児の受け入れ及び保育に係る経費に対し助成を行う事業	3歳未満児の受け入れ及び保育の充実に要する経費	各月初日現在の児童数に次の月額単価を乗じて得た額の合計 (1) 0歳児1人当たり 13,000円 (2) 1歳児1人当たり 7,000円 (3) 2歳児1人当たり 5,000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
7	加配保育士配置事業	職員の処遇と資質の向上に係る経費に対し助成を行う事業	年休の行使、休憩時間の確保、健康診断の受診、研修の受講等でクラス担任と入替りに必要な保育士に要する経費	加配保育士数に次の年額単価を乗じた額の合計 長久手市会計年度任用職員1人の年収に相当する額 年額2,932,000円 ただし、雇用の開始又は中止が年度の途中となる場合は、年額に雇用月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
8	検診実施事業	児童の健康の維持及び向上に係る経費に対し助成を行う事業	嘱託医及び児童の検診の実施に要する経費	次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額 (1) 内科医 委託料年額 260,000円 報償費 850円×延べ受診児童数 (2) 歯科医 委託料年額 90,000円 報償費 650円×延べ受診児童数 (3) 耳鼻科医 委託料年額 110,000円 報償費 650円×延べ受診児童数	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額

別表(第3条、第8条関係)

番号	補助事業	内容	補助対象経費	補助基準額	補助額
9	保育所維持管理事業	保育所の安定した運営実施に係る経費に対し助成を行う事業	土地及び建物の貸付を受けて保育所を運営する場合に要する経費	長久手市借地基準に準じ、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 土地 当該年度の固定資産税課税標準額(円)×5.5/100 (2) 建物 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金の賃借物件による保育所整備事業における改修費等補助で計上した対象経費(円)×5.5/100 ただし、(1)及び(2)とも保育所の開所又は閉所が年度の途中となる場合は、当該合計額に開所月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、補助額の上限は500万円とする。
10	敷地外保護者用駐車場用地確保事業	保育所の安定した運営実施に係る経費に対し助成を行う事業	土地の貸付を受けて保育園敷地外に保護者用駐車場を確保する場合に要する経費	長久手市借地基準に準じ、次により算出された額 当該年度の固定資産税課税標準額(円)×5.5/100 ただし、保護者用駐車場以外の用途と併用して確保している場合は、保護者用駐車場として使用している駐車台数に応じて課税標準額を按分する。 また、駐車場の賃貸借契約及び解約が年度の途中となる場合は、当該額に契約月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額の1/2 ただし、補助額の上限は50万円とする。
11	自動体外式除細動器(AED)設置等事業	児童等の安全の確保に係る経費に対し助成を行う事業	自動体外式除細動器(AED)設置等に要する経費(消耗品、バッテリー交換費用含む。)	自動体外式除細動器(AED)設置等に要した額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額の1/2 ただし、補助額の上限は20万円とする。
12	休日保育実施事業	市内の保育所等に入所している児童のうち、休日において家庭での保育が困難で、継続的に保育を必要とする児童の保育を実施する事業	休日保育の実施に必要な保育士を雇用するために必要な経費	休日保育対応保育士数に次の年額単価を乗じた額の合計 年額3,350,000円 ただし、事業実施者が子ども・子育て支援法第27条の休日保育事業に要する費用を超えて、支弁する費用に限る。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。